

## 福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業における審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）において行う福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業に係る審査に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査員 運営委員会の委員をいう。
- (2) 研究者 事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金の交付を受けて研究を行う者をいう。
- (3) 研究代表者 複数の研究者が共同で行う研究（以下「共同研究」という。）の場合の代表者をいう。

### (審査の方法)

第3条 本事業の応募案件については、全体計画書の書類審査に加え、原則として研究代表者等によるプレゼンテーション方式により審査を行うものとする。ただし、研究内容等によりプレゼンテーション実施の必要がないと認めるとき又はやむを得ない理由が認められたときはこの限りでない。

2 審査の実施については、次に定めるところによる。

#### (1) プレゼンテーション

##### ア 説明内容

研究代表者等は、第7条に掲げる「審査における着眼点」の各要素を踏まえ、全体計画書の内容をもとに、研究の目的・実施計画・収支計画等について分かりやすく説明すること。

##### イ 質疑応答

審査員は、第7条に掲げる「審査における着眼点」の各要素に着眼し、説明に補足が必要な項目を中心に質疑を行うこと。

#### (2) 審議

##### ア 審査シートの記入

審査員は、全体計画書及びプレゼンテーションの内容をもとに、審査シートを用いて採点及び意見等の記入を行う。

##### イ 審査シートの回収及び集計

運営委員会事務局（以下「事務局」という。）は、審査員が記入した審査シートを回収し、応募案件ごとに、審査員の意見も含めた集計結果をまとめる。なお、集計後の審査シートは各審査員に返却する。

##### ウ 応募案件ごとの個別審議

運営委員会は、応募案件ごとに、事務局がまとめた集計結果をもとに審議を行う。

##### エ 全体審議

運営委員会は、個別審議の内容を踏まえ、応募案件全体についての審議を行う。

##### オ 審査のまとめ

事務局は、運営委員会において出された最終的な審査結果をまとめる。なお、各審査員に返却した審査シートを再度回収し、審査を終了する。

(守秘の徹底)

第4条 審査の過程は、非公開とする。

2 審査員は、審査の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を漏らしてはならない。

- (1) 全体計画書等の内容
- (2) 審査員の発言内容及び審査に関連して審査員を特定できる情報
- (3) 審査員が行う審査及びその集計結果
- (4) 審査の結果
- (5) その他非公表とされている情報

3 審査員は、審査結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第5条 審査員は、審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第6条 審査に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 審査員自身が研究者である場合は、全ての応募案件に係る審査に加わらないこととする。
- (2) 審査員が、研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、その応募案件に係る審査に加わらないこととする。
  - ア 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - イ 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者）
  - ウ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
  - エ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - オ 研究課題の採否が審査者の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(審査における着眼点)

第7条 次の各号に掲げる審査項目の着眼点は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究内容の新規性
  - ・ 研究目的やもたらされる研究成果等について、独創性や新規性が認められるか。
- (2) 研究内容の福岡市への貢献性
  - ・ 研究目的やもたらされる研究成果等について、本市の抱える課題を踏まえ、将来的に本市への貢献性が認められるか。
- (3) 研究遂行における法令遵守
  - ・ 関係法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。
- (4) 研究遂行における安全性の確保
  - ・ 研究遂行にあたり、安全性を確保するために実施する方策等は明確に示されているか。
- (5) 研究遂行能力
  - ・ 研究者の研究業績または事業実績等から見て、当該研究を遂行し、成果をあげることが期待できるか。
  - ・ 研究計画の遂行に必要な研究施設、設備等の研究環境は整っているか。

- ・ 共同研究の場合にあっては、当該共同研究を行う研究者の役割分担は明確になっているか。
- (6) 研究計画の熟考度
- ・ 研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
  - ・ 研究目的を達成するため、研究計画は十分に練られたものになっているか。
  - ・ 研究計画は、その進め方が着実なものとなっているか。
- (7) 事業化の展望
- ・ 研究目的やもたらされる研究成果等について、将来的に事業化につながることを期待できるか。
- (8) 研究経費の妥当性
- ・ 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
  - ・ 機械装置費、機械装置等借損料は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
  - ・ 直接人件費、専門家謝金等、調査旅費のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
  - ・ 直接人件費の労務単価は、従事者の技術水準から判断して妥当であるか。

#### 附 則

この要領は、平成24年7月13日から施行する。